

## 国民年金保険料は『社会保険料控除』の対象です

国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受ける場合には、「領収書」または「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の添付が義務付けられています。

平成21年中に国民年金保険料を納付された方には、控除証明書が11月または翌年2月に送付されます。年末調整や確定申告の際に必要なとなりますので、大切に保管してください。

### ★11月に送付される方

平成21年1月1日から平成21年9月30日までの間に国民年金の保険料を納付された方。

### ★翌年2月に送付される方

平成21年10月1日から平成21年12月31日までの間に今年初めて国民年金の保険料を納付された方。

注1. 11月に送付された場合は、翌年2月には送付されません。

注2. 「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に記載されている月分以外の保険料を12月31日までの間に納付した場合、今年分として申告ができます。「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に記載されている保険料額に、後から納付した保険料額を合算して申告してください。なお、後から納付した保険料分の「領収書」も添付する必要があります。

注3. 世帯主又は配偶者として、ご家族の国民年金保険料を納付された場合は、納付した方がその保険料を申告することができます。

## 社会保険事務所からのお知らせです

### 国民年金保険料収納業務の民間委託が拡大されます！

#### ●事業の概要・実施の拡大

北海道内では、国民年金保険料が未納となっている方に対する「電話や文書による納付のご案内」や「個別訪問による納付のご案内及び保険料の収納業務」について、民間委託を実施しています。平成21年10月からは、道内16ヶ所全ての社会保険事務所です実施されます。

なお、平成21年10月から開始する稚内社会保険事務所では、「免除等申請手続きの勧奨業務」も実施いたします。この民間委託は、従来、国が行ってきた事業に民間事業者の参入機会を広げ、民間事業者の創意工夫やノウハウの活用により、低コストでより良いサービスの提供を目指す「市場化テスト事業」として導入されたものです。

社会保険庁から委託を受けた民間事業者は、国民年金制度の意義・役割及び納付義務等をご理解いただきながら、国民年金保険料の納付及び将来にわたる自主的な保険料納付を促進させることを目的として、ご案内を行っております。

（民間委託は「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」第33条に基づき、一般競争入札により委託事業者を決定し、実施しています。）

#### ●委託先事業者

株式会社 オリエントコーポレーション

#### ●実施地区

稚内社会保険事務所管轄区域（この区域に「幌延町」が含まれています）

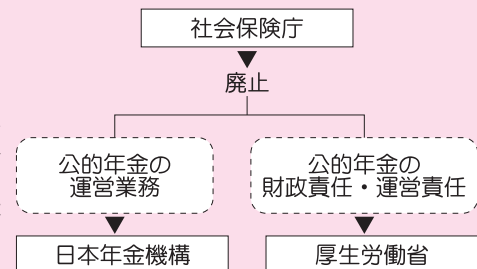
#### ●注意点

1. 委託先事業者に提供する個人情報、納付のご案内を行ううえで必要となる国民年金保険料の未納者情報に限定しており、更に「個人情報の保護に関する法律」や社会保険庁独自の取扱規程、本事業に係る委託契約書等で、目的外使用や閲覧、漏洩、複写等を禁じるなど厳格な安全管理措置を講じています。
2. 委託先事業者の担当者が保険料をお預かりして保険料を収納する場合には、必ずお客様が保険料の納付書をお持ちの場合に限られています。社会保険庁が発行した保険料の納付書をお持ちでない方から、委託先事業者の担当者が現金をお預かりして、領収書を発行することはありません。

### 「日本年金機構」が来年1月1日からスタート！

#### ●社会保険庁が廃止され、新たに「日本年金機構」がスタートします。

- ・国民の皆様の信頼に応え、一層のサービス向上の実現を目指し、社会保険庁は組織・人員を一新し、「日本年金機構」として生まれ変わります。
- ・現在あるお近くの社会保険事務所は、新たに「年金事務所」と名称が変わりますが、年金相談などの窓口として引き続きご利用いただけます。



詳しくは、稚内社会保険事務所(電話0162-32-1941)または役場町民課保健福祉グループ(電話5-1115 内線160)にお問い合わせください。